

部活動改革を進める背景について

最も大切なところです。なぜ，今，部活動改革する必要があるのかについて，共通理解を図る必要があります。



部活動改革を進める背景について I

【急激な少子化の進展】

県内で最も人口減少が緩やかな本市でさえ、10年後の就学児数を100人減と想定しています。

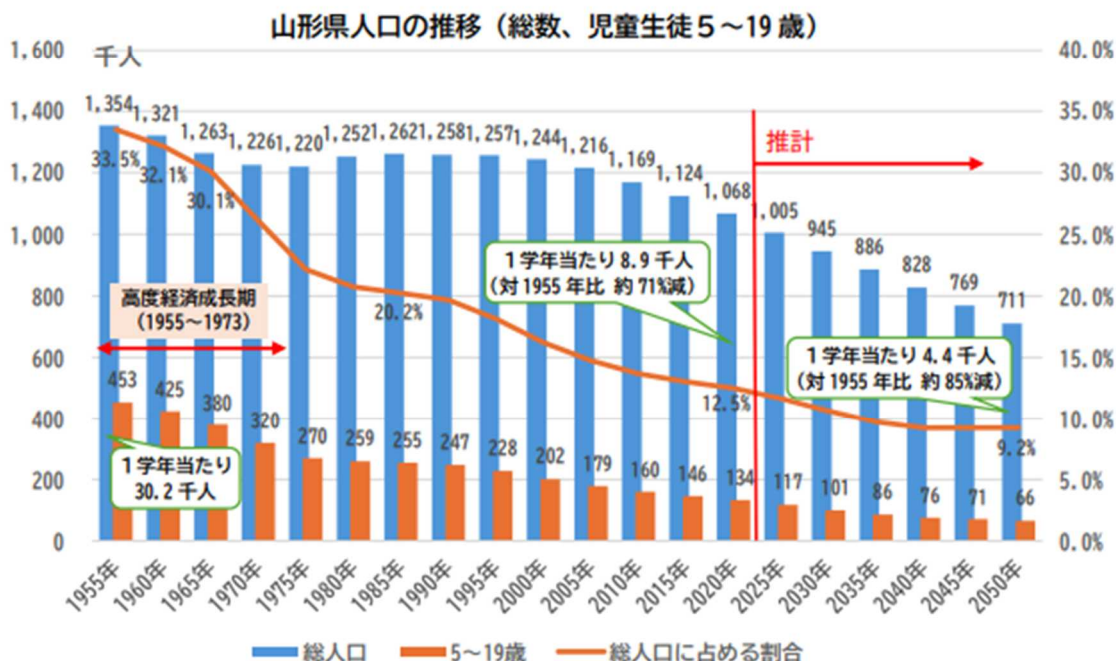
※R7就学児は、419名。7/24現在

そもそも、単独校での部活動運営、生徒の主体的な選択によるスポーツ・芸術文化環境の保障が困難です。



(1) 人口減少の加速化（学齢期を中心に）

- 本県の児童生徒の人数は、1955年（昭和30年、高度経済成長の始期）には45万3千人でしたが、2020年（令和2年）は13万4千人（対1955年比 約71%減）となっています。
- 2050年（令和32年）には6万6千人（1学年当たり約4.4千人、対1955年比 約85%減）となる見込みです。



（資料）「国勢調査」総務省、「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計）より作成

※ここでは、統計上の制約から、便宜上、5歳～19歳を小学校～高等学校までの児童生徒の年齢として整理

（第7次山形県教育振興計画：R7・3より）

特に、団体種目が1校単位で構成できない状況にあります。
持続可能なスポーツ・文化の環境をつくることが、求められています。

部活動改革を進める背景についてⅡ

【スポーツ・芸術活動の捉え】

- 1 スポーツ・芸術活動は、個人及び集団の興味関心による自主・自発・自己決定に基づき行われるもので、強制されるものではありません。
- 2 スポーツ・芸術活動の運営は、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体のもと、主体的かつ適切に行われるものです。
- 3 国・地方公共団体・スポーツ芸術団体は、連携してスポーツ・芸術活動を推進していくことが役割（責務）です。

※ 以下根拠法令等

《スポーツ基本法》

（前文）

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、**全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。**

（基本理念）

- 第二条** スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、**自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。**
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、**学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。**
 - 3 スポーツは、**人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。**
 - 5 スポーツは、**障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。**

《日本国憲法，教育基本法・学校教育法・施行規則より》

日本国憲法26条1項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。

教育を受ける権利は子供に対して保障されるものであり、その権利の内容は子どもの学習権を保障したものの。

国は、教育を受ける権利に対応するかたちで、教育制度・条件を整備すべき義務を負う。この要請を受けて、教育基本法や学校教育法などが定められる。学校教育法では、48条1項において、中学校の教育課程（中学校教育の実質的内容）は文部科学大臣が別に定めるものとされている。

学校教育法48条1項

中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

この文部科学大臣が定める教育課程は、「学校教育法施行規則」の72条に定めがあり、具体的内容は同施行規則74条で文部科学大臣による「公示」として「中学校学習指導要領」によることとされています。

学校教育法施行規則72条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

学校教育法施行規則74条

中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

文部科学大臣の告示としての「中学校学習指導要領」は、何度も改定が繰り返され、直近では、平成29年に改定があった。改定された中学校学習指導要領の第1章「総則」、第5「学校運営上の留意事項」、1「教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等」の「ウ」では、次のように定め、法令における部活動の位置づけを示している。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

このことから、法的に、部活動は以下の通りです。

- ① 部活動は、法令が定める教育課程ではなく、各学校が独自の裁量で定める課外活動（教育課程外）である。
- ② 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加が前提である。各学校が生徒に部活動への参加を推奨するとしても、それを義務として強制することはできない。
- ③ 部活動は、スポーツ・芸術活動に親しみ触れる機会として位置づけられ、地域や社会教育関係団体と連携し、持続可能な運営体制構築のひとつとして機能するべきものである。

《社会教育法，社会教育関係団体の判断基準について より》

社会教育関係団体とは

- 1 法人であると否とを問わず，公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの（団体）（社会教育法第 10 条）
- 2 学習・文化・スポーツなど社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし，その活動を，地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興，さらには社会福祉の増進につなげ，自主的な運営をする団体。

（H20 答申における「社会教育関係団体の判断基準について」抜粋）

- (1) 社会教育に関する事業とは

技術の習得や教養を高め，生活を充実させたり地域をよくしたりするために行われる学習・文化・スポーツ等（講義・講演，文化芸術活動，スポーツ・レクリエーション活動，ボランティア活動）のこと。

- (2) 自主的な運営とは

学習・文化・スポーツ等の活動を行おうとする人たちが，自発的に団体をつくり，目的，活動内容，運営組織，役員，予算，会費等を会員全員で話し合い，活動を進めていくこと。

（H20 答申における「社会教育関係団体の判断基準について」抜粋）

Ⅱ 社会教育とは

- 1 個人の要望や社会の要請にこたえ，社会において行われる教育（教育基本法第 12 条）
- 2 学校の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（社会教育法第 2 条）

興味関心のもと選択されなければならないスポーツ・芸術文化活動。

「部活動」が今後もスポーツ・文化環境の中心であるならば，「**自校にやりたい種目がなければできない**」状況が続きます。

所属校に関わらず，やりたい種目を選択した者同士が集まり，自己決定のもとスポーツ・芸術文化活動ができる環境が「地域クラブ」の理念です。

生徒が学びたいことを「選択」できる環境づくりを，地域・社会教育関係団体等と連携して整えることが求められています。

部活動改革を進める背景についてⅢ-Ⅰ

勝利至上主義から、生徒の心身の健康が危惧されるほどの過度な活動

2018/6・15 鈴木大地スポーツ庁長官（当時）メッセージ

「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」より

※インテグリティ→スポーツが様々な脅威により欠けるところなく
価値ある高潔な状態



近時、様々な競技において、ドーピング、パワーハラスメント、暴力行為などの問題事案が相次いで発生している状況は極めてゆゆしき事態です。特に、故意に他のアスリートの生命・身体の安全を脅かすような行為は断じて許されるものではありません。こうした問題の背景・要因については、勝利至上主義、行き過ぎた上意下達や集団主義、科学的合理性の軽視といった、日本のスポーツ界の悪しき体質・旧弊があるという厳しい指摘がなされています。…

当時の鈴木長官のメッセージは、「勝利至上主義」と「アスリートの生命・身体の安全を脅かすような行為」の因果関係を示しており、ご存じのとおり、現に「脅かす」を超え、生徒の命が奪われたり、心身の障がいや余儀なくされたりする痛ましいケースが、残念ながら全国で存在している事実があります。

改めて、勝利至上主義がもたらす闇（鈴木長官の言葉でいう「悪しき体質・旧弊」）を、教育委員会・学校が認識する必要があります。

- ・「勝たせる顧問」は尊敬され、そこから崇拜にかわる。
- ・結果を出す顧問、結果を求める保護者の権限が強くなり、周囲が、暴行・理不尽な指導方法や計画に異を唱えることができない風潮がつくられる。
- ・その末に、本来校長の「教育計画・管理」のもと進めるべき部活動を、「勝たせる顧問」がいつしか「最高経営者」と勘違いし、人・物・時間等の「私物化」し、それが助長される。
- ・「勝利のための競争」の名のもと、生徒間の序列化をも助長する。上手が善、下手が悪。
- ・本来、授業で勝負すると誓い、血税をいただくことを宣言し採用試験を通過してきたはずが、いつしか本業を「副業」と勘違いし、「教育課程外」の部活動を優先し、それがあたかも正しいかのようにさらに発言権を増していく。

勝つことを目指すことは決して悪ではありません。しかし、顧問のために勝利があるものではありません。そして、顧問の思考に合わせるのではなく、顧問が、全ての生徒と全ての保護者に合わせていこうとすることが大切です。

生徒の能力は皆同じではありませんが、学ぶ権利は同じです。部活動は、全ての生徒のものです。

部活動は、学習指導要領に示される目的『スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの』を達成する活動である必要があります。

部活動改革を進める背景についてⅢ-2

全ての生徒の学習の成果が発揮されることのない運営・指導体制

～これからのスポーツ・文化活動に求められること～

- ※ 別添資料「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日 文部科学省中央教育審議会）＜部活動等 関係部分 抜粋＞ 参照

山形県バスケットボール協会では、

「リーグ戦文化の構築により、より拮抗した試合、U15カテゴリーの選手に試合経験を積ませ、バスケットボールに関わる人・チームの裾野拡大を図る。」ことをねらいとしています。同一団体からの複数チーム参加可能も、素晴らしい取り組みです。



日本ポニーベースボール協会では、

「野球は試合に出て力を身に付けることから、リエントリー制度を導入」「1試合で終わる大会計画をしない」「球数制限」「コーチの罵声禁止」等、「国の宝である青少年の成長を守る」という理念のもと、運営されています。

本田圭佑さん（サッカー元日本代表）は、

ゴールドランク大会「4v4 SOLTILO Cup in YOKOHAMA」を開催しています。

「ゴールキーパーはフィールドプレイヤーとして果敢に攻撃に参加する」「ベンチには監督やコーチは存在せず、戦術や交代などを自ら考えながら、仲間と切磋琢磨することで勝利しポイントを獲得していく。」等、全ての子どもたちにとって、主体的の大切さを具現化しています。

～これからのスポーツ・文化活動に求められること～

☆勝つには、レギュラークラスしか出場できない構図の解消。

△勝つには、その大会まで、レギュラークラスを軸とした練習が数か月続く。

△勝利のため、いわゆる「補欠」の生徒は、チームのために協力することが美化され、本来、体験し活動する権利が認められない状況下に追いやられる。

→全員参加で勝利するための仕組みを「大会運営者」がつくる。

→顧問は、「大会参加の目的」を明確に示した「年間計画」を作成すること。

→部活動も「個別最適化」された活動計画により実践をする。感情論，精神論で、個の学ぶ権利を奪わない。

勝つことを目指すことは、決して悪ではありません。しかし、一部の生徒のためのものでもありません。

「勝利を目指すこと」「親しむこと」等、多様な経営方針が認められ、それを示す多数の地域チーム、部活動チームがある環境をつくる必要があります。

部活動改革を進める背景についてⅣ

休日部活動の在り方～土日の強制参加、保護者への過重負担な依頼等

～保護者の本音～

- ・土日の練習試合に、どうしても仕事があり、「お茶当番」をすることができなかった。そんな時、保護者会の中に居づらい雰囲気を感じたことがあった。
- ・練習時間が長すぎて、子どもたちが遊びに行ったり、勉強したりする余裕がない。
- ・親もお茶当番があるので、休日なのに子どもたちと出かけたり、やりたいことをやれたり等できない。
- ・練習試合が時間通りに終わらず、結局、土日は仕事にならない。
- ・顧問やコーチの機嫌を損なわないよう、子供のために土日はないものと思っている。

☆土日に収入を得る職業の方への補償もなく、「保護者が練習に参加し、指導者を崇拝することが子どもへの愛」「練習試合の送迎は当たり前」「送迎できなければ、誓約さえあれば別の保護者に任せて送迎でも可能」など、保護者間での根拠のない「都市伝説」が生まれたため、多くのご家庭が苦勞なされている現状を、市教委・学校・部活動等経営者は知る必要があります。

※練習試合送迎時の同乗に係る誓約書等の提出は、運転者の責任回避になりません。また、練習試合を計画した学校から送迎依頼があり、事故があったとしても、それは保護者の自己責任になります。したがって、学校は、「公共交通機関」を利用できる範囲での練習試合計画が「基本」となります。

☆全員加入により、これまで経営努力をしなくても人が集まる組織であった「部活動」。これからは、任意加入により、生徒や保護者が集まるための地域クラブや部活動の経営努力が必要になります。「多様化してよい生徒と保護者のニーズ」を理解した経営方針により、「この経営者に任せたい」と保護者が想い、「この経営者の下で学びたい」という地域クラブや部活動のもとに生徒は集まります。

多様化する生徒と保護者のニーズに寄り添うことが、結局は、生徒のスポーツ・芸術文化に係る環境に、大きな影響を与えていることを踏まえる必要があります。



部活動改革を進める背景についてⅤ

ボランティアを基本とし、その教員にとって対価・休暇を得ることなく行われてきた体制

7年前、富山県滑川市の40代の男性中学教諭が、部活動などの長時間労働で過労死したことをめぐり、遺族が富山県と滑川市に損害賠償などを求めた裁判で、富山地裁は富山県と滑川市にあわせて約8314万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

- ・校務分掌^{（注）}理科の教科指導。3年生担任兼進路指導主事。女子ソフトテニス部顧問。
- ・くも膜下出血を発症する前の6か月にわたり、月平均89時間の時間外勤務に従事。過労死ラインとされる月80時間を長期間にわたり上回る。特に5月30日～6月25日までは27日間連続で勤務、1日の休みをはさんで6月27日～7月21日まで25日間連続勤務。53日間で休日は1日のみ。

判決では、部活動指導業務記録簿や、部活動指導に関する休日手当の算定の基礎となる特殊勤務実績簿に校長が押印していたことなどから、男性教諭が過重な業務に従事していることは客観的に認識できたとして、「是正すべき義務を負っていた」と校長の安全義配慮義務違反を認めました。



このことを受け、永岡桂子文部科学大臣（当時）が記者会見（令和5年7月7日）で、「教員の勤務時間と業務量の管理を進める（働き方改革を進める）」ことを述べました。

専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制

各教科の「免許」を取得して教壇に立つ教員ですが、部活動に関しては資格も経験もない部を担当しているのが現状です。生徒に質の高い知識・技能の提供はおろか、それができない自分に悩み苦しみ、心身に影響をきたす教員がいる現実も否定できない状況にあります。生徒、教員の両者にとって改善すべき体制です。

改めて、生徒たちの学ぶ保障と並行して、服務監督者である市教委、校長にとって、先生方のいのちを守ること、そして、次世代の教育を担う人材確保のため適切な対処・環境づくりが必須です。

この労働環境が続けば教員志望は激減し、部活動はもとより教育が成り立たなくなります。

令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議にて可決されました。



改正の目的

教員に優れた人材を確保するため

目的の達成に向けた改定の具体

1 働き方改革の一層の推進

- (1) ①教育委員会に対する、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表義務。
②計画の内容及び実施状況についての、総合教育会議への報告義務。
③計画の策定・実施に関する、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等の努力義務。
- (2) ①学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることの義務付け。
②公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めること。

2 組織的な学校運営及び指導の促進

主務教諭の職の新設

3 教員の処遇の改善

- (1)教職調整額の基準となる額の引上げ
（給料月額の4%から10%までの段階的な引き上げ）
- (2)義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備

教員自身が教育課程外の活動を選択できる環境整備，そして，部活動を含めた教育課程の抜本的な改革による，適切な**労務管理が義務となりました。**